



この記事URL : <https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/02157/080100002/>

このページに掲載されている記事・写真・図表などの無断転載を禁じます。
著作権は日経BP、またはその情報提供者に帰属します。
掲載している情報は、記事執筆時点のものです。

機能性表示食品制度の瑕疵

連載をフォロー

揺らぐ機能性表示食品への信頼、薄い科学的根拠で「論文採択率9割」

機能性表示食品制度の瑕疵 (かし) (1)

土屋 丈太 日経クロステック/日経エレクトロニクス

2022.08.04
有料会員限定

機能性表示食品ブームが過熱する中、多くの食品メーカーが機能性の科学的根拠として不十分な臨床研究論文を作成している可能性があることが日経クロステックの調べで明らかになった。そのまま製品化されれば、機能性が十分ではない製品が市場に出回ることになる。機能性表示食品の信頼を揺るがしかねない事態だ。

機能性表示食品制度の瑕疵 (2) 多量抽出

森永乳業・カゴメ・キューピー・雪印メグの機能性論文を調査、飲水に等しい科学的根拠も



科学的根拠の質がさらに低下

機能性表示食品制度とは、事業者（食品メーカー）の責任で食品の商品パッケージに機能性を表示できる制度のこと。「脂肪の吸収をおだやかにします」など、健康の維持や増進に役立つことを示す文言が表示される。ヨーグルトや乳酸菌飲料、その他のドリンク（飲料）類、サ

プリメントなど幅広い食品で展開されている。2015年4月に制度がスタートし、2021年の市場規模は4418億円（富士経済の調査）と一大市場に成長した（図1）。



図1 人気の機能性表示食品
都内の地下鉄駅に設置された自動販売機（2022年6月に撮影）。人気が沸騰した乳製品乳菌飲料だけが売り切れになっていた（写真：日経クロステック）
[画像のクリックで拡大表示]

特定保健用食品（以下、トクホ）制度との最大の違いは、機能性に関する科学的根拠について国が製品を個別審査せず、食品メーカーが自らの責任で機能性を表示できる点である。

食品メーカーは機能性の立証に当たり、主に「研究レビュー」と呼ばれる文献調査を行う^{注1}。査読付きジャーナル（論文誌）などで公表された関連研究を総合的に調査・検討し、評価をまとめて消費者庁に届け出る。消費者庁は書類の形式上の不備がないかどうかをチェックし、問題がなければ受理する。届け出（以下、届出）は消費者庁のWebサイト上に公開されるため、誰でも確認できる。つまり、「届出制であっても、みんなで監視すればズルはできないはずだ」という考えでデザインされた制度である。

注1) 研究レビューの他に、最終製品の臨床試験の結果を根拠にすることも可能だ。ただし、このケースは届出全体の約5%（2022年7月現在）と少数派となっている。

ところが、現在に至るまで「科学的根拠の質の低さ」がたびたび問題視されてきた。その質の低さを初めて明らかにしたのは、消費者庁が2015年度に実施した研究レビューに関する調査事業¹⁾だ。この調査事業で委員長を務めた東京農業大学教授の上岡洋晴氏は、2019年に再調